

第 10 回建築基準制度部会（12月18日）用

今後の建築基準制度のあり方について
「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ
実効性ある建築確認制度等の構築に向けて」
（第二次報告）（案）

平成●●年●月●日

社会資本整備審議会建築分科会
建築基準制度部会

目 次

はじめに	3
I. 木造建築関連基準等のあり方	4
1. 現状と課題	4
2. 木造建築関連基準等の整備促進に向けて早急に講ずべき施策	4
II. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方	5
1. 現状と課題	5
（1）建築基準法における一連の確認・検査等の流れ	5
（2）構造計算適合性判定制度	5
①構造計算適合性判定の流れ	6
②指定構造計算適合性判定機関の指定	6
③構造計算適合性判定の対象	7
④構造計算適合性判定員の充足状況	8
（3）専門性の高い分野における確認審査	8
（4）建築確認制度における手続き等	9
①計画変更	9
②型式適合認定	9
③仮使用承認	9
（5）定期調査・検査報告制度及び維持保全	10
①定期調査・検査報告制度	10
②昇降機等の維持保全	10
2. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のために早急に講ずべき施策	10
（1）効率的かつ実効性ある構造計算適合性判定の実施	10
①構造計算適合性判定の手続き等の見直し	11
②構造計算適合性判定の対象の見直し	11
③構造計算適合性判定の質の確保	11
（2）専門性の高い分野における確認審査方法の見直し	11
（3）建築確認制度における手続き等の合理化	11

①計画変更の合理化 11
②型式適合認定の合理化 12
③仮使用承認制度の合理化 12
（４）定期調査・検査報告制度及び維持保全のあり方 12
①定期調査・検査報告制度の見直し 12
②昇降機等の維持保全の徹底 12
Ⅲ．その他 13
i．技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応 13
1．現状と課題 13
2．新たな構造方法等への対応のために早急に講ずべき施策 13
ii．建築物の事故等に関する調査の充実 13
1．現状と課題 13
2．建築物の事故等に対応するために早急に講ずべき施策 14
Ⅳ．施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題 15
おわりに 15

はじめに

社会経済的なニーズの多様化・高度化、人口・世帯減少社会の到来など様々な課題に社会全体として対応が求められる中、建築行政として、多様化・高度化するニーズに対応した建築物整備や新技術の導入の円滑化に向けた基準及び手続きの合理化、安全・安心の確保に向けた災害及び事故対策の推進等の要請に的確に対応することが求められている。

平成 23 年 8 月 10 日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「今後の建築基準制度のあり方について」諮問がなされ、平成 24 年 8 月 24 日付けで社会資本整備審議会建築分科会に付託された。同年 9 月 10 日に開催された同分科会において新たに建築基準制度部会が設置され、当面、同部会においては、「新たな技術の導入や設計の自由度の向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行という基本的な方向を踏まえた、木造建築関連基準等のあり方」、「実効性が確保され、かつ、効率的な規制制度への見直しという基本的方向を踏まえた、構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方」、「既存建築物の質の確保に向けた、建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方」という特に見直し要請の強い項目に関し、具体的かつ専門的に調査審議を行ってきた。その後、本年 2 月 12 日に「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」（第一次報告）を取りまとめた。これを受け、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、本年 11 月 25 日に施行された。

第 5 回建築基準制度部会（平成 25 年 3 月 18 日）以降、木造建築関連基準等のあり方及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方について審議を行い、今般、「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある建築確認制度等の構築に向けて」（第二次報告）を取りまとめたものである。

I. 木造建築関連基準等のあり方

1. 現状と課題

現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）においては、火災時の建築物利用者（以下「在館者」という。）の安全の確保、市街地火災の防止等の観点から、建築物の用途・規模・立地に応じて防火上、避難上の対策が求められ、特に、大規模な建築物を木造で建築しようとする場合には、壁、柱、はり、床などの主要構造部を耐火性の高い材料で被覆する等の措置が必要となる。

建築基準法第 21 条第 2 項では、延べ面積が 3,000 m²を超える木造建築物について、当該建築物の火災の際に周囲に著しい危険を及ぼすおそれ大きいことから、火災の拡大を 3,000 m²以内に抑えることを目的に、主要構造部を耐火構造とすることが義務付けられている。

建築基準法第 27 条では、多数の者が利用する建築物等について、在館者の安全な避難・救助が確保できるよう、階数又は面積に応じて耐火建築物又は準耐火建築物とすることが義務付けられている。例えば学校については、3 階建てとする場合には耐火建築物としなければならない。

こうした中、近年、建築技術の発展や建築物に対するニーズの多様化に伴い、木材を活用する新技術の導入や、木の質感を活かす多様な計画・設計を可能とする自由度の高い規制に対する社会的な要請が高まっている。

平成 22 年 5 月に成立した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」や、同年 6 月に閣議決定した「規制・制度改革に係る対処方針」では、木材の利用を促進するため、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえ、必要な規制の見直しを行うこととされた。

このような社会的要請を受け、国においては、平成 23 年度から 3 カ年にわたり、大規模な木造建築物に関する実大の火災実験や、部材単位で耐火性を確認するための実験等の木造建築物の耐火性等に関する検証が行われ、主要構造部を準耐火構造とした建築物等について、火災の拡大を防止するための技術や在館者の安全な避難・救助を確保するための技術の研究開発が行われてきたところである。

2. 木造建築関連基準等の整備促進に向けて早急に講ずべき施策

国は、平成 23 年度より取り組んでいる木造建築物の耐火性等に関する検証の成果等を踏まえ、建築基準法第 21 条第 2 項及び同第 27 条等の建築物の規模や階数に応じて構造を規制する基準について合理化を図るべきである。この際、新技術の導入の円滑化や設計の自由度向上のため、これらの基準について性能規定化を図り、要求する性能及び性能を満たす一般的な構造方法等を明確に定める必要がある。また、今後新たに開発される技術の導入を円滑にするため、一般的な構造方法等以外の構造方法についても、性能を確認し、国土交通大臣が認定する制度を整備する必要がある。

具体的には、建築基準法第 21 条第 2 項については、通常の火災が終了するまで延焼を防止できる性能を有する防火壁等で有効に区画した場合には、耐火構造以外の木

造建築物であっても床面積3,000㎡を超えて建築することが可能となるよう規制を見直し、防火壁等の区画に求められる性能及び一般的な構造方法等を定める必要がある。

また、建築基準法第27条については、在館者の安全な避難・救助が完了するまで、建築物の倒壊・崩壊、延焼の拡大及び煙の拡散を防止できる場合には、3階建ての学校等についても木造の準耐火建築物とすることが可能となるよう規制を見直し、主要構造部等に求められる性能及び一般的な構造方法等を定める必要がある。

II. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方

1. 現状と課題

(1) 建築基準法における一連の確認・検査等の流れ

建築主は、建築物を建築しようとする場合には、工事着手前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）の確認を受けなければならない。

また、構造計算書偽装問題を受け、平成18年に建築基準法が改正され、高度な構造計算によって安全性を確認する建築物については、建築主事等が建築確認を行う際には、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算の法適合性の審査を受けなければならないこととされている。

建築確認を受けた建築物の計画の変更（以下「計画変更」という。）を行う場合には、原則として、計画変更の確認を受けなければならないが、計画変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとして建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2に規定される軽微な変更については、計画変更の確認は不要とされている。

工事段階においては法令で定められた工程の終了後に中間検査を、工事完了後は完了検査を受けなければならないとされている。なお、工事完了前の建築物は原則として使用が禁止されているが、特定行政庁の仮使用の承認を受けることで工事中にその一部を使用することができることとされている。

また、建築物の竣工後、特定行政庁が指定した劇場、映画館、ホテル、百貨店等の建築物及び昇降機等、排煙設備等の建築設備等については、これらの建築物等の所有者又は管理者に対し、定期的に専門技術を有する資格者にその建築物等の状態を調査・検査させ、その結果を報告することを義務付けている。

以上のように、設計段階、工事段階、使用・維持管理段階の一連の手続き等が、建築基準法において規定されている。

(2) 構造計算適合性判定制度

構造計算適合性判定は、確認審査を補完するものとして、専門的な能力を有する者が、構造計画（モデル化等）や構造計算の詳細な過程等の審査を複層的に行うことに

より、構造計算審査の質の確保に大きく寄与している。

構造計算書偽装問題を踏まえた平成 19 年 6 月の改正建築基準法の施行後、確認審査の厳格化に伴い、確認審査手続きが長期化し、構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の総確認審査日数（事前相談期間を含む。以下同じ。）は、平成 20 年 1 月時点では約 100 日間を要していた。その後、国土交通省において、建築確認手続き等の運用改善を実施し、審査の合理化を図ることにより、平成 22 年下期以降、同日数は約 50 日程度で定常的に推移している。

このように構造計算適合性判定については、確認審査の手続きの一部として定着し、確認審査の質の確保に寄与するものとなっているが、その一方で、次のような新たな課題も明らかになっている。

① 構造計算適合性判定の流れ

現在、構造計算適合性判定を含む確認審査の一般的な流れは、建築主が建築主事等に申請を行い、その後、建築主事等が指定構造計算適合性判定機関（都道府県知事が自ら構造計算適合性判定を実施している場合は当該知事）に構造計算適合性判定を求めるとされている。建築主事等が必要な審査を終えた後、構造計算書等が指定構造計算適合性判定機関へ送付され、構造計算適合性判定員による構造計算の審査が行われる。

この段階で構造計算に誤りがあると、設計全体の大幅な見直しにつながり、確認申請の再申請が必要となる場合が多い。

このような設計の大幅な見直しや再申請を減らすためには、建築計画全体の設計に大きく影響する構造計算の判定業務を確認審査の最初の段階で行うことが効果的であり、手続きの改善が求められている。

また、構造計算適合性判定員によっては、例えば、申請者に対して建築基準法令で規定された以上の内容（推奨基準）を求めているという実態があるなど、構造計算適合性判定の内容に差が生じているという指摘があり、構造計算適合性判定の質の確保が課題となっている。

② 指定構造計算適合性判定機関の指定

現行、指定構造計算適合性判定機関の指定は、当該機関の業務区域に関わらず、都道府県知事が行うことになっている。

指定構造計算適合性判定機関の指定状況については、平成 25 年 10 月時点で、都道府県知事が自ら構造計算適合性判定（全部又は一部）を実施しているのは 8 府県、指定構造計算適合性判定機関は 52 機関指定されている。

複数の知事から指定を受けている指定構造計算適合性判定機関は、制度導入時の平成 19 年度は 11 機関であったものが、平成 25 年度は 18 機関まで増加している。また、6 都道府県以上の知事から指定を受けていた指定構造計算適合性判定機関は、平成 19 年度は 3 機関であったものが、平成 25 年度は 13 機関まで増加しており、最も多い機

関は 41 都府県から指定を受けている。このように制度導入以降、1 つの指定構造計算適合性判定機関が業務を行う地域の広域化が進んでいる。

国土交通省が都道府県に対して実施した調査によれば、平成 24 年度に指定権者として立入検査を実施した都道府県は 27、知事のみが構造計算適合性判定を実施している 1 県を除き、残りの 19 の都道府県は立入検査を実施していないという回答であった。また、同調査の中で、「県として人員が限られているため、複数の機関に立入検査を実施することが困難である」、「十分な指導監督の観点から、業務範囲により国と都道府県の指定監督の棲み分けをすべき」といった意見も出されている。

こうした指定構造計算適合性判定機関の業務地域の広域化や、都道府県における監督体制等の実態を踏まえ、的確に機関を監督する体制整備が必要となっている。

③構造計算適合性判定の対象

構造計算適合性判定の対象となる構造計算は、原則として限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート 3）及び許容応力度等計算（ルート 2）とされている。適用する構造計算は、構造種別ごとに建築物の規模や階数から決まっており、例えば、木造の場合、高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超えるものについては許容応力度等計算が求められるようになり、構造計算適合性判定の対象となっている。

平成 25 年 6 月に確認済証を交付した物件について、構造計算ルート別の件数をみると、許容応力度等計算（ルート 2）の件数が 117 件、保有水平耐力計算（ルート 3）が 1,645 件となっている。また、構造計算ルート別の総確認審査日数は、許容応力度計算（ルート 1）の場合約 20 日であるが、許容応力度等計算（ルート 2）の場合約 54 日、保有水平耐力計算（ルート 3）の場合約 53 日となっている。

許容応力度等計算（ルート 2）によって安全性を確かめた建築物を分析する（平成 25 年 6 月に確認済証が交付されたものを対象）と、階数 3 以下の木造住宅で軒の高さが 9 メートルを超えたものや鉄骨造の住宅で柱の間隔が 6 メートルを超えたもの、階数 1 の工場で柱の間隔が 12 メートルを超えたものなどが多くなっている。

また、特定行政庁や指定確認検査機関の審査体制については、毎年、指定構造計算適合性判定機関に補助員として職員を派遣し、構造計算適合性判定の実務を経験することにより審査能力の向上を図る取組みが展開されていたり、構造計算書偽装問題以降、構造に関する講習会等に職員を積極的に参加させ専門知識の習得に努める動きが全国各地で行われている。

さらに、国土交通省が実施した調査によると、許容応力度等計算（ルート 2）については、単独で十分な審査が可能としている特定行政庁及び指定確認検査機関は約 8 割あり、講習・研修等により将来的には単独でも審査可能と回答した特定行政庁等も含めると約 9 割となっており、審査側の審査能力も向上してきている。

こうした状況の変化を踏まえ、一律に構造計算適合性判定の対象となっている許容応力度等計算（ルート 2）については、一定の条件のもと対象の合理化を検討する必要がある。

このほか、

- ・大規模な建築物の部分に、簡易な構造計算で済む小規模な建築物の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合であっても、小規模な部分も含めて建築物全体として構造計算適合性判定が必要となっていること
 - ・既存不適格建築物について一定の範囲内の増改築を行う場合は、一定の構造の制限の緩和措置が講じられるが、その際に、新築時には構造計算適合性判定の対象となる高度な構造計算が必要となる場合でも、構造計算適合性判定の対象とはならないこと
 - ・既存不適格建築物を段階的に改修する場合の全体計画の認定手続きにおいて高度な構造計算を必要となる場合でも、構造計算適合性判定の対象にならないこと
- という問題があり、構造計算適合性判定の対象について再検証する必要がある。

④構造計算適合性判定員の充足状況

平成 24 年度における実働の構造計算適合性判定員の人数は、常勤判定員 124 人（全体の約 17%）、非常勤判定員 609 人（全体の約 83%）であった。国土交通省が実施したアンケート調査の結果、構造計算適合性判定員を充分確保していると回答した指定構造計算適合性判定機関は 14（全体の約 3 割）、概ね確保していると回答した機関は 27（全体の約 5 割）であった。残り 9 機関（全体の約 2 割）は不足しているとの回答であった。

また、常勤と非常勤を合わせた構造計算適合性判定員の年齢構成をみると、約 4 割が 60 歳以上であり、さらに常勤の構造計算適合性判定員に限ってみると、約 6 割が 60 歳以上であった。

こうした状況を踏まえると、構造計算適合性判定を継続的に実効性のある制度として保つためには、将来を見据えた構造計算適合性判定員の確保が必要である。

（3）専門性の高い分野における確認審査

建築基準法上、昇降機や遊戯施設（以下「昇降機等」という。）といった専門性の高い機械類についても、建築主事等が確認審査を行うこととされている。

昇降機等の審査に当たっては、安全装置等の制動装置や制御器も含め審査することになっていることから、それらを構成する機械部品や電子回路等が安全な動作を行うことも確認しなければならないこととされているが、制動装置や制御器等に関する技術の高度化・複雑化が急速に進んでおり、専門的な知識を有していない建築主事等では十分な審査が困難な状況となっている。

このため、昇降機等に設けられる制動装置や制御器の性能が確実に発揮できるかどうかの審査については、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与する審査のあり方を検討する必要がある。

(4) 建築確認制度における手続き等

①計画変更

建築確認を受けた計画から変更する場合、その都度、計画変更の手続きが行われている。一方で、変更により危険性等が増大せず、かつ、変更後の建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかである場合には、軽微な変更として計画変更の手続きは不要とされ、中間検査・完了検査の段階で届出のみで足りるよう措置されている。

しかしながら、近年、建築物の大規模化等に伴い、建築確認段階では入居するテナントが決まっていないケース等があり、工事途中で、テナントの入居者決定後、計画の変更が生じることが多い。このような場合、原則として計画変更の手続きが必要となるが、明らかに建築基準法に適合するような計画の変更についても、現行の軽微な変更該当しないため、計画変更の確認手続きが必要となっている場合がある。このため、軽微な変更の内容について実際の建築工事の実態を踏まえた見直しが必要となっている。

②型式適合認定

型式適合認定は、その型式が建築基準に適合することをあらかじめ国土交通大臣が認定することにより、建築確認申請における当該基準に適合することの審査を不要とするものであり、建築主及び建築主事等の双方にとって負担軽減を図るものとなっている。

プレハブ住宅として型式適合認定を取得しようとした場合には、構造耐力規定、防火・避難規定、設備規定などの建築基準にあらかじめ適合するよう、住宅全体の設計仕様を1つの型式ルールとして定めて申請することが求められている。このため、ハウスメーカー等は、バリエーションごとに認定を取得しており、1つの住宅シリーズで100近い型式適合認定を取得しているようなケースもある。

認定を受けた型式について、新しい住宅部品等の導入や技術基準の改正に伴い、一部の仕様に変更が生じれば、他に変更がない場合でも全ての型式適合認定の更新が必要となり、変更のための手続きが大きな負担となっている。型式内容の変更に対して柔軟に対応できるよう制度のあり方を検討する必要がある。

③仮使用承認

仮使用承認制度については、指定確認検査機関が建築確認を行った建築物について、特定行政庁が仮使用承認を行う場合、仮使用部分の防火・避難等の安全性の審査のため、仮使用部分の防火・避難関係の計画だけでなく、建築計画全体を理解した上で審査する必要があり、審査に時間を要する結果となっている。さらに、申請者側は特定行政庁に対し、建築計画全体の内容の再説明を求められることがあり、申請者側の負担が大きくなっていることといった課題がある。仮使用の承認が円滑に進むよう手続きのあり方を検討する必要がある。

(5) 定期調査・検査報告制度及び維持保全

①定期調査・検査報告制度

平成24年度における定期報告の状況は、特殊建築物等が71.2%、昇降機等が94.7%、排煙設備等の建築設備が68.3%であり、報告率の向上が重要な課題となっている。

定期調査・検査の対象については、特定行政庁が必要に応じ指定することとされているが、不特定多数の者や高齢者等の要配慮者が利用する建築物など特に安全性の確保を徹底すべきものが必ずしも指定されておらず、対象の指定のあり方を検討する必要がある。

また、定期調査・検査報告を行う資格者については、一級建築士、二級建築士のほか、国土交通大臣が定める資格を有する者として、調査・検査する分野に応じて「特殊建築物等調査資格者」、「昇降機検査資格者」、「建築設備資格者」があり、それぞれ国土交通大臣の登録を受けた講習を修了することにより資格を取得できることとされている。

現在、防火設備については、特殊建築物等調査資格者が調査することとされているが、近年、その構造が高度化してきていることから、調査者の専門能力の確保が課題となっている。

建築物における重大な事故や災害を防止するために、定期調査・検査が適正に実施される必要があるが、現在、実際の調査・検査が適切に実施されているかチェックする仕組みが整備されていないこと、調査・検査の業務を不適切に行った者等に対し懲戒処分を行う規定がないことなどが、制度の実効性を確保する上で課題となっている。

② 昇降機等の維持保全

昇降機や遊戯施設等の安全を確保する上で、日常的な保守管理や運行管理を適正に実施することが重要である。現状としては、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、「遊戯施設の運行管理規程」の作成の手引き」等を周知し、これに基づき保守管理や運行管理の指導が行われているが、法的な位置づけがなく、必ずしも十分に徹底されていない現状にある。

2. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のために早急に講ずべき施策

以上のような確認検査制度等の現状と課題を踏まえ、次のような具体的な施策を講じる必要がある。

(1) 効率的かつ実効性ある構造計算適合性判定の実施

構造計算書偽装問題を受け導入された構造計算適合性判定について、引き続き建築物の安全性の確保を図るために存続すべきであるが、申請者及び審査者双方にとって、より効率的かつ実効性ある制度への見直しを図るべきである。

具体的には、次の措置を検討する必要がある。

①構造計算適合性判定の手続き等の見直し

- ・構造計算適合性判定は、これまでと同様に確認審査とは別の機関（法人）で行うことを前提とし、建築主事等の審査から独立させ、建築主から指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請する仕組みとすることで、より早い段階で構造計算の審査が行うことができるよう見直しを行う。併せて、構造計算適合性判定について審査請求又は異議申立てを行うことができる仕組みを導入する。
- ・広域的な区域で業務を行う指定構造計算適合性判定機関を的確に監督する観点から、2以上の都道府県で業務を行う機関については、国が機関の指定、監督等を行うことができることとし、その上で都道府県知事が業務を代行させることを選択できる仕組みを導入する。

②構造計算適合性判定の対象の見直し

- ・許容応力度等計算（ルート2）の対象が比較的小規模な戸建住宅や工場となっていること等を踏まえ、構造計算に関し専門的知識及び技術を有する建築主事等が審査を行う場合に限り、許容応力等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とする。
- ・建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうかの判断を可能とする。
- ・既存不適格建築物について一定規模以上の増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合性判定の対象とする。
- ・既存建築物を段階的に改修する場合の全体計画の認定の手続きにおいて、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合性判定の対象とする。

③構造計算適合性判定の質の確保

- ・構造計算適合性判定の審査指針等の充実を図るとともに、新たな構造計算適合性判定員の資格者を確保するため、国による資格検定、登録等の制度を導入する。また、的確な監督体制を整備し、質の確保を図る必要がある。

（2）専門性の高い分野における確認審査方法の見直し

昇降機等に設ける制動装置や制御器等の性能について、国土交通大臣の認定の対象とし、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討する必要がある。

（3）建築確認制度における手続き等の合理化

①計画変更の合理化

建築活動の実態を踏まえつつ、建築基準法施行規則第3条の2の規定に限定列挙されている軽微な変更の対象について、計画変更の内容が建築基準関係規定に適合する

ことが明らかな場合には計画変更の手続きが不要となるよう再検証を行う必要がある。

②型式適合認定の合理化

現行の単体規定ほぼ全ての一連の規定への適合を求める型式適合認定に関して、認定対象となる型式の範囲の拡大、認定内容の変更を含む型式適合認定の手続きの簡素化等の措置を検討する必要がある。

③仮使用承認制度の合理化

仮使用承認制度について、必要な安全を確保しつつ、手続きが円滑に進むよう、工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全性・防火上の基準を整備し、この基準を満たす場合については、指定確認検査機関が仮使用の審査を行うことができるよう制度の合理化を図る必要がある。

(4) 定期調査・検査報告制度及び維持保全のあり方

①定期調査・検査報告制度の見直し

定期調査・検査の実効性を高めるため、次の措置を検討する必要がある。

- ・定期調査・検査報告の報告率の向上に向け、特定行政庁と連携し、建築物の所有者等に制度の周知徹底を図るとともに、報告がなされない場合には、建築基準法第12条第5項による報告、同条第6項による立入検査を実施するなど特定行政庁による安全確保の取組を徹底する。
- ・不特定多数の者や高齢者等が利用する建築物等の安全性の確保を徹底すべき建築物や昇降機等については定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことができるよう制度の見直しを行う。
- ・防火設備について、専門的な知識と技能を有する者に検査させる仕組みを導入する。
- ・定期調査、検査が適切に実施されるよう調査・検査の方法、判断基準をより具体的に定めるとともに、写真添付、検査結果の数値記載の充実を図る。
- ・定期調査・検査の資格者に対して、資格者証の返納等の処分基準の明確化を図り、不適切な調査・検査を行った者等に対する処分を徹底するとともに、資格者の資質向上を図るための講習内容の充実を図る。

②昇降機等の維持保全の徹底

昇降機等については、建築物の所有者等が建築基準法第8条第2項の規定に基づき定める保全計画において、昇降機等の保守・点検を含めた維持管理方法、体制等が定められ、適切に保守点検や運行管理が行われるよう、所有者等を指導する必要がある。

Ⅲ. その他

i. 技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応

1. 現状と課題

平成 10 年の建築基準法改正により、建築物等が適合すべき技術的基準の性能規定化が図られ、性能規定に適合することについて一般的な検証方法以外の方法で検証した建築物については、国土交通大臣が構造方法等の認定を行っている（建築基準法第 68 条の 26）。これに伴い、それまでの特殊な建築材料又は構造方法の認定規定（旧建築基準法第 38 条）が廃止された。

一方で、技術的な知見が十分蓄積されていなかったり、検証方法が確立していなかったりすることなどにより、例えば、居室の採光（建築基準法第 28 条第 1 項）や階段の寸法（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 23 条）などのように、性能規定化されていない技術的基準がある。これらの規定に適合しない新しい建築材料や構造方法で必要な安全性等を確保できると考えられるものについては、使用を認めるための認定制度がないことから、これらを実用化するためには技術的基準の見直しが必要となり、実用化に時間がかかるという問題がある。

2. 新たな構造方法等への対応のために早急に講ずべき施策

国は、性能規定化されていない技術基準に適合しない新たな構造方法等について、必要な性能を有する場合には国土交通大臣が認定を行い、実用化を可能とする仕組みを検討すべきである。

ii. 建築物の事故等に関する調査の充実

1. 現状と課題

昇降機や建築物等で事故が発生した場合や、災害で建築物に被害が発生した場合、原因究明及び再発防止策を行うため社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会及び建築物等事故・災害対策部会が設置され、昇降機・遊戯施設の事故及び昇降機等以外の建築物で発生する事故・災害について、専門家による調査体制が整備されている。

しかしながら、現行制度では、特定行政庁については、建築基準法第 12 条の規定において建築物への立入調査、関係者からの報告聴取等を行う権限が定められているが、国については昇降機や建築物等の調査を行う権限は規定されていない。

このため、現状では、社会的影響が大きい重大な事故等が発生した場合、関係者に対して任意で報告を求めること、建築基準法第 16 条の規定に基づき特定行政庁に対して必要な報告を求めること、特定行政庁による現場の立入検査等の際に、相手方の了解を得て国土交通省職員が立ち会うこと等により、国による原因調査等が行われている。

近年、昇降機等の事故、大規模な火災や地震等による被害の発生により建築物の安全確保の要請が高まっており、また、建築技術の高度化・複雑化が進んでいる。

このため、建築物において事故、災害等が発生した場合には、国と特定行政庁が協力し、迅速に原因究明等の調査を行い、再発防止策を検討・実施していくことが重要となっている。

しかしながら、建築物等について国が直接調査を行う権限が法制上位置づけられていないことから、関係者の協力が得られない場合、国による機動的な調査の実施が困難となることから、国による調査権限の明確化が必要である。

また、特定行政庁においても、違反建築物等に対して、安全確保上必要な是正指導や命令を行うため、建築基準法第12条第5項及び同条第6項の規定に基づき、関係者からの報告徴収、建築物への立入検査等を行うことができるが、その対象には、建築設備等の製造者は含まれておらず、十分な調査を行うことができない現状にあり、国と同様に調査権限の充実等が必要である。

2. 建築物の事故等に対応するために早急に講ずべき施策

国は、建築物において事故・災害等の発生した場合に、より機動的な原因究明の体制を確保するため、国も自ら法に基づき必要な調査を行えるよう調査権限の創設等を検討すべきである。併せて、特定行政庁においても、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限の充実を検討すべきである。

IV. 施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題

本報告は、木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方につき審議を行い、その検討成果を取りまとめたものである。

今後の建築基準制度のあり方について、次の事項を含めて今後とも継続して検討していく必要がある。

- ・ 建築基準の更なる性能規定化に向けた基準整備のあり方
- ・ 遊戯施設等について安全性を確保するための実効性のある法規制のあり方
- ・ 既存ストックを有効に活用する観点からの建築規制のあり方
- ・ 既存不適格の昇降機等の改修促進策のあり方
- ・ 持続的かつ的確に建築行政を執行するための体制整備のあり方
- ・ 建築基本法のあり方

おわりに

この第二次報告は、木造建築関連基準等の合理化、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方、技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応及び建築物の事故等に対する調査体制について、それぞれ講ずべき施策を取りまとめた。

国土交通省においては、この第二次報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施し、地方公共団体と連携を図りながら、様々な社会的要請がある中で建築行政に求められる役割を的確に果たすべきである。